

（仮称）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（骨子素案）

1 条例制定の経緯

地方分権改革に関する対応方針が閣議決定（平成 28 年 12 月 20 日）され、平成 31 年 4 月から指定障害児通所支援事業者の指定等の事務・権限が、都道府県から中核市へ移譲されることとなりました。

この権限移譲に伴い、指定障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）を提供する事業者の指定基準を定める「（仮称）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」を平成 30 年度中に制定する必要があります。

2 根拠となる法令

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」という。）（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）

3 条例制定の基準

(1) 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されません。

(2) 標準とすべき基準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されます。

(3) 参酌すべき基準（「従うべき基準」「標準とすべき基準」以外の基準）

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されます。

4 条例制定の考え方

基準省令に規定された基準を基本としつつ、兵庫県の「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」及び「尼崎市指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営の基準等を定める条例」に準じて、本市独自基準を設けます。

5 条例施行予定日

平成 31 年 4 月 1 日

6 対象となる事業

児童発達支援（共生型を含む）、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス（共生型を含む）、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援

7 条例（骨子素案）の概要

(1) 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準

次に掲げる基準については基準省令のとおりとします。

ア 従うべき基準

① 人員基準及び設備基準の一部

「障害児通所支援事業に関する人員、設備及び定員基準一覧」（別紙 1 参照）

② 運営基準の一部

「障害児通所支援事業における主な運営基準の内容」（別紙 2 参照）

提供拒否の禁止、身体拘束等の禁止、虐待等の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応 等

イ 標準とすべき基準

① 利用定員

「障害児通所支援事業に関する人員、設備及び定員基準一覧」（別紙 1 参照）

- ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービス

10 人以上（主として重症心身障害児を通わせる場合は 5 人以上）

- ・ 医療型児童発達支援

10 人以上

ウ 参酌すべき基準

① 設備基準（従うべき基準を除いたもの）

「障害児通所支援事業に関する人員、設備及び定員基準一覧」（別紙 1 参照）

② 運営基準（従うべき基準を除いたもの）

「障害児通所支援事業における主な運営基準の内容」（別紙 2 参照）

人格の尊重、サービス提供困難時の対応、サービスの提供の記録、運営内容の評価結果の公表、児童発達支援計画の作成等、児童発達支援管理責任者の責務、相談及び援助、指導・訓練等、緊急時等の対応、勤務体制の確保等、定員の遵守、非常災害対策、衛生管理等、苦情解決、記録の整備 等

(2) 共生型について

介護保険法の通所介護等事業者及び障害福祉サービスの生活介護事業者が、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けやすくする特例制度のことです。

これらの事業者が共生型として児童発達支援事業者等の指定を受けるときは、人員や事業所の規模等を変更することなく、指定基準を満たしているものとなります。

(3) 尼崎市独自基準案

別紙３のとおり本市独自基準を設けます。

以 上

障害児通所支援事業に関する人員、設備及び定員基準一覧

人員、設備及び定員の基準については、国及び兵庫県と同様の基準とし、次のとおりとします。

1 児童発達支援又は放課後等デイサービス

人員基準【従うべき】	従業員	主として重症心身障害児以外を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合	
		人員配置基準上	① 1人以上は常勤 ② 単位ごとにサービス提供時間を通じて、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（2年以上従事）の合計数が次の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ○ 障害児の数が 10 人まで：2人以上 ○ 10 人を超えるもの：2人に、障害児の数が 10 を超えて5 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 ③ 上記②のうち、児童指導員又は保育士を半数以上 ※機能訓練担当職員をサービス提供時間を通じて専従で配置している場合は、上記の合計数に含めることは可	嘱託医	1人以上
				看護職員	1人以上
				児童指導員又は保育士	1人以上
				機能訓練担当職員	1人以上
		上記以外	指導員等		
		児童発達支援管理責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）	児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合（必要に応じて配置）			
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）			
設備基準【参酌】		・ 指導訓練室（訓練に必要な機械器具等を備えること） ・ 他に、相談室、事務室、手洗い設備、トイレ 等が必要 ・ 専ら当該児童発達支援又は放課後等デイサービスの事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可）			
定員【標準】		10人以上（主として重症心身障害児を通わせる場合は5人以上）			

2 児童発達支援センターで行う児童発達支援

人員基準 【従うべき】	従業者	嘱託医	1人以上		—
		児童指導員及び保育士	○単位ごとに総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ○児童指導員：1人以上 ○保育士：1人以上		機能訓練担当職員の数を総数に含めることができる
		栄養士	1人以上		障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる
		調理員	1人以上		調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
		児童発達支援管理責任者	1人以上		—
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合（必要に応じて配置）		児童指導員及び保育士の総数に含めることができる
		主として難聴児を通わせる場合	言語聴覚士	指定児童発達支援の単位ごとに4人以上	児童指導員及び保育士の総数に含めることができる
			機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合（必要に応じて配置）	
		主として重症心身障害児を通わせる場合	看護師	1人以上	児童指導員及び保育士の総数に含めることができる
	機能訓練担当職員		1人以上（必置）		
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務と兼務可）			
設備基準 【参酌】	指導訓練室	定員：おおむね10人 【従うべき】障害児1人当たりの床面積：2.47㎡以上 ※主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く			主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる（支援に支障がない場合）
	遊戯室	【従うべき】障害児1人当たりの床面積：1.65㎡以上 ※主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く			
	屋外遊戯場	事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む			
	医務室・相談室	—			
	調理室・便所	—			
	静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合			
	聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合			
	その他	・児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等 ・専ら当該児童発達支援センターの事業の用に供すること（支援に支障がない場合は他の社会福祉施設との兼用可）			
定員 【標準】	10人以上（主として重症心身障害児を通わせる場合は5人以上）				

3 医療型児童発達支援

人員基準 【従うべき】	従業者	診療所に必要とされる従業者	医療法に規定する必要数
		児童指導員	1人以上
		保育士	1人以上
		看護職員	1人以上
		理学療法士又は作業療法士	1人以上
		児童発達支援管理責任者	1人以上
		機能訓練担当職員	言語訓練等を行う場合（必要に応じて配置）
	管理者	・医師であること ・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務と兼務可）	
設備基準 【参酌】	【従うべき】※医療法に規定する診療所に必要とされる設備		専ら当該医療型児童発達支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は※印を除き他の社会福祉施設との兼用可）
	指導訓練室		
	屋外訓練場		
	相談室		
	調理室		
	浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備		
	階段の傾斜は緩やかにする		
定員【標準】	10人以上		

4 保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援

人員基準 【従うべき】	従業者	①訪問支援員 ※居宅訪問型児童発達支援の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後、又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者		訪問支援を行うために必要な数
		②児童発達支援管理責任者		1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上）
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（上記①及び②を併せて兼ねる場合を除き、他の職務との兼務可）		
設備基準 【参酌】		専用 区画	専用の事務室	専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない
			受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保
		その他	○保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品 ○手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮 ○専ら当該保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可）	

障害児通所支援事業における主な運営基準の内容（各サービス共通事項）

国基準省令における主な運営基準の内容は、次のとおりです。

なお、※印の項目については、別紙3のとおり本市独自基準を設けます。

1 従うべき基準に関する事項

(1) 提供拒否の禁止（基準省令第14条）

正当な理由がなく、指定通所支援の提供を拒んではならない。

(2) 身体拘束等の禁止（基準省令第44条）

ア 指定通所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行ってはならない。

イ やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(3) 虐待等の禁止（基準省令第45条）

事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(4) 秘密保持等（基準省令第47条）

ア 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

また、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

イ 指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(5) ※事故発生時の対応（基準省令第52条）

ア 事業者は、障害児に対する指定通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

イ 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

ウ 事業者は、障害児に対する指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

2 参酌すべき基準に関する事項

(1) ※人格の尊重（基準省令第3条）

事業者は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

(2) サービス提供困難時の対応（基準省令第16条）

事業者は、指定障害児通所支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定通所支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の

指定障害児通所支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(3) サービスの提供の記録（基準省令第21条）

事業者は、指定通所支援を提供した際は、当該指定通所支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定通所支援の提供の都度記録しなければならない。

(4) ※運営内容の評価結果の公表（基準省令第26条）

（障害児通所支援事業全般について）事業者は、その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（児童発達支援、放課後等デイサービスについて）事業者は、おおおね一年に一回以上、評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(5) 児童発達支援計画の作成等（基準省令第27条）

ア 通所給付決定保護者及び障害児に面接し、アセスメントを行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならないこと。

イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、

- ① 通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向
- ② 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期
- ③ 生活全般の質を向上させるための課題
- ④ 指定児童発達支援等の具体的内容（行事や日課等も含む）
- ⑤ 指定児童発達支援等を提供する上での留意事項

等を記載した児童発達支援計画等を作成しなければならないこと。

ウ 児童発達支援計画等の様式は、指定事業所毎に定めるもので差し支えないこと。

エ 児童発達支援計画等の原案を作成し、以下の手順により児童発達支援計画等に基づく支援を実施すること。

- ① 指定児童発達支援等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画等の原案について意見を求めること。
- ② 作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること
- ③ 通所給付決定保護者へ当該児童発達支援計画等を交付すること
- ④ 当該児童発達支援計画等の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、児童発達支援計画等を見直すべきかどうかについての検討（少なくとも6月に1回以上。）を行うこと（定期的な通所給付決定保護者及び障害児の面接によるモニタリングの実施と、その記録の保存）。

(6) 児童発達支援管理責任者の責務（基準省令第28条）

児童発達支援計画等の作成（基準省令第27条）のほか、次の業務を行うものとする。

ア 相談及び援助（基準省令第29条）に規定する業務を行うこと。

イ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(7) 相談及び援助（基準省令第29条）

常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(8) 指導・訓練等（基準省令第30条）

ア 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技

術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

イ 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。

ウ 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

エ 常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

オ 障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定障害児通所支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(9) 緊急時等の対応（基準省令第34条）

事業所の従業者は、現に指定通所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(10) ※勤務体制の確保等（基準省令第38条）

事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(11) 定員の遵守（基準第39条）

事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定通所支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(12) 非常災害対策（基準省令第40条）

ア 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

イ 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(13) 衛生管理等（基準省令第41条）

ア 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

イ 指定障害児通所支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(14) 苦情解決（基準省令第50条）

ア 事業者は、その提供した指定通所支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

イ 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

ウ 事業者は、その提供した指定通所支援に関し、都道府県知事又は市町村長が行う報告、帳簿書類その他の物件の提出、提示の命令又は当該職員からの質問、指定障害児通所支援事業者等の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- エ 事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告しなければならない。
- オ 事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(15) ※記録の整備（基準省令第54条）

事業者は、障害児に対する指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

以 上

「(仮称)児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」独自基準(案)

別紙3

この資料において「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」は「兵庫県基準条例」と表記します。
この資料において「尼崎市指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」は「尼崎市障害福祉サービス基準条例」と表記します。
この資料において「(仮称)児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」は「尼崎市障害児通所支援基準条例」と表記します。

A 国基準省令の規定	B 兵庫県基準条例 で規定する独自基準	C 尼崎市障害福祉サービス基準条例 で規定する独自基準	D 尼崎市障害児通所支援基準条例 で規定する独自基準(案)	E 尼崎市独自基準 を設ける理由
① 事故発生及び防止に関する規定				
(事故発生時の対応)第52条 従うべき基準 事業者は、障害児に対する指定通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 3 事業者は、障害児に対する指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	第4条第7項※事故防止に関する基準について追加規定を設けている 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定通所支援等事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	第3条第8項 事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。 (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定障害福祉サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。 (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定障害福祉サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。	「C 尼崎市障害福祉サービス基準条例」と同基準を規定する。 (指定障害福祉サービス事業所等の文言は、指定障害児通所支援事業所に置き換え)	国基準省令では事故発生後の対応については義務規定はあるが、発生防止に関する規定がないため、事故発生時の対応だけでなく、事故防止及びその対応についても規定するため。
② 人格尊重に関する規定				
(一般原則)第3条第2項 参酌すべき基準 事業者は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。	第4条第2項 事業者は、当該事業を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定通所支援を提供しなければならない。	第3条第2項 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立つてサービスを提供しなければならない。	「C 尼崎市障害福祉サービス基準条例」と同基準を規定する。	人格尊重について義務付ける必要があるため。

A 国基準省令の規定	B 兵庫県基準条例 で規定する独自基準	C 尼崎市障害福祉サービス基準条例 で規定する独自基準	D 尼崎市障害児通所支援基準条例 で規定する独自基準(案)	E 尼崎市独自基準 を設ける理由
③ 運営内容の評価結果の公表に関する規定				
(取扱方針)第26条第3項、第5項 参酌すべき基準 (障害児通所支援事業全般について)事業者は、その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (児童発達支援、放課後等デイサービスについて)事業者は、おおむね一年に一回以上、評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	第4条第5項 (障害児通所支援事業全般について)事業者は、その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (児童発達支援、放課後等デイサービスについて)事業者は、おおむね一年に一回以上、評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 (児童発達支援、放課後等デイサービス以外について)また、事業者は評価の結果を公表するよう努めなければならない。	第3条第5項 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 また、事業者は評価の結果を公表するよう努めなければならない。	「B 兵庫県基準条例」と同基準を規定する。	全てのサービス事業者に対して、評価結果の公表を促すことにより、サービスの質の向上等を図るため。
④ 研修に関する規定				
(勤務体制の確保等)第38条第3項 参酌すべき基準 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	第4条第6項 事業者は、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。	第3条第6項 事業者は、研修の実施計画をその指定障害福祉サービス事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めるものとする。	「C 尼崎市障害福祉サービス基準条例」と同基準を規定する。 (指定障害福祉サービス事業所等の文言は、指定障害児通所支援事業所に置き換え)	人材育成の一層の推進を図るため、国基準省令の研修機会の確保義務に加え、具体的な取扱い指針を定めるため。
⑤ 記録の保存期間に関する規定				
(記録の整備)第54条第2項 参酌すべき基準 事業者は、障害児に対する指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。	第4条第1項 障害児に対する指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を完結した日から五年間保存しなければならない。	第3条第1項 指定障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを完結した日から五年間保存しなければならない。	「C 尼崎市障害福祉サービス基準条例」と同基準を規定する。	保存を必要とする書類の業務が完了した日として統一するため。
⑥ 暴力団排除の規定				
規定なし	第4条第3項第4項、第5条 事業所の管理者は、暴力団員並びに暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。	第3条第3項、第4項 事業所の管理者は、暴力団員及び暴力団密接関係者であってはならない。 事業所の運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。	「C 尼崎市障害福祉サービス基準条例」と同基準を規定する。	本市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団等を利することがないよう、暴力団等による参入や影響を排除することで、市民生活の安全と平穏を図るため。